

職開発 0422 第 1 号  
職保発 0422 第 1 号  
平成 23 年 4 月 22 日

都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局  
雇用開発課長  
雇用保険課長

福島原子力発電所の影響を踏まえた「雇用調整助成金」及び  
「激甚災害法の雇用保険の特例措置」の取扱いについて

雇用調整助成金については、福島原子力発電所に係る「避難指示地域」（現在の「警戒区域」）及び「屋内退避指示地域」に所在する事業所が当該指示を理由として休業等を実施した場合については、経済上の理由に当たらないことから、雇用調整助成金の助成対象とはならないところである。

また、「激甚災害法の雇用保険の特例措置」に関して、福島原子力発電所に係る「避難指示地域」及び「屋内退避指示地域」についての取扱いについては、平成 23 年 3 月 28 日付け職保発 0328 第 1 号『福島原子力発電所の影響を踏まえた「激甚災害法の雇用保険の特例措置」の取扱いについて』により通知したところである。

今般、4 月 22 日（金）より、福島原子力発電所について新たに「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」が設定されたことに伴い、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏のないようよろしくお願いする。

記

第 1 雇用調整助成金について

1. 「計画的避難区域」について

「計画的避難区域」とは、概ね 1 ヶ月を目処に計画的に避難することが求められる区域であることから、当該区域に所在する事業所については、雇用調整助成金の助成対象とはならない。

なお、計画的な避難を実施するまでの間事業活動を継続し、その間に事業活動が縮小した場合であっても、1 ヶ月後を目途に避難を求められ事業を行うことができなくなることが明確であることを踏まえ、「計画的避難区域」の指定を受けた以後に行われた休業等については、雇用調整助成金の助成対象とはならない。

ただし、計画的避難地域に指定される前に雇用調整助成金の利用を開始した事業所については、引き続き利用することができることに留意すること。

## 2. 「緊急時避難準備区域」について

「緊急時避難準備区域」とは、常に緊急時の屋内退避や避難が可能な準備をしておくことが必要とされる区域であり、当該区域に所在する事業所であっても事業活動を継続することができることから、当該地域の指定を受けた後に、経済上の理由により事業活動が縮小し休業等を実施した場合等、雇用調整助成金の支給要件を満たす事業所については、雇用調整助成金の助成対象となる。

ただし、「緊急時避難準備区域」においては、子供、妊婦、要介護者、入院患者は立ち入らないことが求められる区域とされていることから、こうした者を主な利用客とする事業所等（学習塾、病院等）については、「緊急時避難準備区域」に指定されたことにより事業活動が縮小されたと見なすべきであり、経済上の理由に当たらないことから、雇用調整助成金の助成対象とはならない。

## 3. 上記以外の地域について

以前に「屋内退避指示地域」であって、4月22日（金）に上記1、2のいずれの区域にも指定されなかった地域に所在する事業所については、雇用調整助成金の対象となるが、屋内退避指示が解除された以後に経済上の理由により事業活動が縮小した場合に限られることに留意すること。

このため、平成23年3月17日付け職発第0317第2号「東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う雇用調整助成金の特例について」の第2の6については、計画届を事前に届け出たものと取り扱ったとしても、屋内退避指示が解除されるまでの間の事業活動の縮小については経済上の理由と認められないことに留意すること。

## 第2 雇用保険の特例措置について

1. 「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」とされた地域にある事業所が事業を休業するに至り、その労働者が、就労することができず、賃金を受け取ることができない場合には、雇用保険の特例措置の対象となること。
2. これまで「避難指示地域」及び「屋内退避指示地域」ではなかった地域で、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」とされた地域については、本日（4月22日（金））以後の休業について、雇用保険の特例措置の対象となること。
3. これまで「屋内退避指示地域」とされていた地域で、「計画的避難区域」または「緊急時避難準備区域」とされなかった地域についても、当分の間の経過措置として、この地域にある事業所が事業を休業するに至り、その労働者が、就労することができず、賃金を受け取ることができない場合には、雇用保険の特例措置の対象となること。

## 第3 その他

上記の取扱いについては、別紙も参照しつつ、雇用調整助成金と雇用保険の特例措置を必ずセットにして周知や説明を行うこと。